

判断能力に不安がある方を支える制度のご案内

～それぞれの状況に応じた支援制度があります～

① 状況別分類

状 況	説 明	制度名
判断力はある	意志があるうちに備える	【任意後見制度】
判断力が不十分	法的な支援が必要状態	【成年後見制度】

② 制度紹介

制度名	説明	主な対象者	主な支援内容
任意後見制度	意志があるうちに、将来に備えて契約で後見人を決めておく	・現在、判断力が十分ある方	ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ、自ら選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。
成年後見制度	判断力が不十分な方の生活や財産を支援する	・認知症、知的・精神障がいなどのある方 ・高次脳機能障害 ・未成年後見	《できること》 財産管理(金銭管理等含む)、 身上監護、契約代行等 《できないこと》 ・医療同意 ・身元保証人 ・死後事務(葬儀・相続等) ----- ※後見～判断能力が欠けているのが通常の状態 ※保佐～判断能力が著しく不十分な方 ※補助～判断能力が不十分な方